改正前

佐賀県開発審査会付議基準及び取扱要領（令和２年１０月９日付け）

付　　議　　基　　準	取　　扱　　要　　領
【第８号基準　人口が減少し、かつ、産業が停滞していると認められる地域等であって、その振興を図る必要があるものとして知事が指定した地域において立地することがやむを得ないと認められる工場等　】 申請の内容が次の各項に該当するものであること。 1　工場等については、技術先端型業種（医薬品製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業、電子応用装置製造業、電子計測器製造業、電子機器用・通信機器用部品製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業等）の工場又は研究所（研究棟、管理棟、医療棟等の施設）であって、その立地が周辺における土地利用と調和のとれたものであること。 2　開発区域の面積は、５ｈａ未満であること。 3　市街化区域内に適地がないと認められ、かつ、次の事例にみられるように地形、環境等の自然条件、雇用、交通、土地利用、産業等の社会経済的条件を総合的に勘案してやむを得ないと認められるものであること。 ①　開発区域周辺の労働力を必要とする場合 ②　清浄な空気・水、景観、自然緑地等の優れた自然環境を必要とする場合 ③　空港、高速道路のインターチェンジ等に隣近接することが必要な場合	【第８号基準】
【第９号基準　土地区画整理事業の施行された土地の区域内における建築物】	【第９号基準】